

日バス協業第202号
令和4年6月17日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会 長 清 水 一 郎

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱及び実施要領の改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官及び自動車局長より、別紙のとおり改正通知がありましたので、貴バス協会傘下会員事業者にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、今回令和4年度当初における「自動運転実証調査事業」への支援に関する規定を盛り込む旨の改正等を行ったとのことです。

(お問い合わせ先)
公益社団法人日本バス協会
業務部 松浦
TEL : 03-3216-4014